

平成25年度第4回八街市地域公共交通協議会

日時 平成26年 3月26日(水) 午後3時00分から
場所 八街市総合保健福祉センター 3階 大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

- (1) パブリックコメントの実施結果について
- (2) 八街市地域公共交通総合連携計画(案)について
- (3) 平成26年度事業計画(案)及び平成26年度予算(案)について
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通調査事業)について
- (5) その他

4. その他

新年度の委員の選出について(依頼)

5. 閉 会

八街市地域公共交通協議会委員名簿（平成25年度）

| No | 関係条項 | 委員区分 | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 適 用 | |
|----|----------------------------|---|-------------------------|---------------|---------|------------|------|
| 1 | 法第6条第2項第1号 | 市の職員の中から市長が指名する者 | 八街市 | 副市長 | 小 澤 誠 一 | 会長 | |
| 2 | | | 八街市 | 総務部長 | 浅 羽 芳 明 | | |
| 3 | | | 八街市教育委員会 | 教育次長 | 長谷川 淳 一 | | |
| 4 | 法第6条第2項第2号 | 一般乗合旅客自動車運送事業者 | 千葉交通株式会社 | 常務取締役 | 鶴 澤 尚 夫 | | |
| 5 | | | ちばフラワーバス株式会社 | 営業課長 兼営業所長 | 今 井 明 彦 | | |
| 6 | | | 九十九里鐵道株式会社 | 取締役社長 | 田 中 康 嗣 | | |
| 7 | | 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 八街タクシー株式会社 | 代表取締役 | 戸 川 有 | | |
| 8 | | | 有限会社相孝 | 代表取締役 | 飯 塚 誠 次 | | |
| 9 | | 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 | ちばフラワーバス協議会 | 会長 | 稗 田 等 | | |
| 10 | | 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者 | 一般社団法人千葉県バス協会 | 専務理事 | 花 崎 幸 一 | | |
| 11 | | 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者 | 一般社団法人千葉県タクシー協会 | 専務理事 | 土 屋 信乃夫 | | |
| 12 | | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 | 総務部 企画室長 | 三 澤 恒二郎 | | |
| 13 | | (道路管理者) 印旛土木事務所長又はその指名する者 | 千葉県県土整備部 印旛土木事務所 | 所長 | 櫻 井 謙 治 | H25. 4. 1 | |
| 14 | | 法第6条第2項第3号 | (公安委員会) 佐倉警察署長又はその指名する者 | 千葉県佐倉警察署 | 交通課長 | 伊 東 誠 | |
| 15 | | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 八街市区長会 | 会長 | 越 川 芳 勝 | 監査委員 |
| 16 | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | | 八街市シニアクラブ連合会 | 会長 | 花 澤 潔 | H25. 4. 1 | |
| 17 | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | | 八街市身体障害者福祉会 | 会長 | 越 川 陽 子 | | |
| 18 | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | | 八街市P T A連絡協議会 | 会長 | 高 瀬 幹 夫 | H25. 5. 10 | |
| 19 | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | | 公募市民 | | 中 村 進 | 公募委員 | |
| 20 | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | | 公募市民 | | 佐 藤 利代子 | 公募委員 | |
| 21 | 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 | | 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 | 首席運輸 企画専門官 | 泰 間 隆 | H25. 4. 1 | |
| 22 | 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 | | 千葉県総合企画部交通計画課 | 企画調整班 班長 | 伊 藤 昌 央 | 監査委員 | |
| 23 | 学識経験者 | | 日本大学理工学部 交通システム工学科 | 教授 | 轟 朝 幸 | 副会長 | |
| 24 | その他協議会の運営上必要と認める者 | | 社会福祉法人 八街市社会福祉協議会 | 会長 | 齋 藤 勝 美 | | |
| 25 | その他協議会の運営上必要と認める者 | | 八街商工会議所 | 会頭 | 大 畑 喜 信 | | |

八街市地域公共交通協議会出席者名簿

| No | 関係条項 | 委員区分 | 所 属 | 委 員 | | 出席者（代理人を含む。） | | 摘 要 | |
|----|------------|---|---------------------------|---------------------|-------------|---------------|---------------|---------|------|
| | | | | 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 | | |
| 1 | 法第6条第2項第1号 | 市の職員の中から市長が指名する者 | 八街市 | 副市長 | 小 澤 誠 一 | 副市長 | 小 澤 誠 一 | 会長 | |
| 2 | | | 八街市 | 総務部長 | 浅 羽 芳 明 | 総務部長 | 浅 羽 芳 明 | | |
| 3 | | | 八街市教育委員会 | 教育次長 | 長谷川 淳 一 | | 欠 席 | | |
| 4 | 法第6条第2項第2号 | 一般乗合旅客自動車運送事業者 | 千葉交通株式会社 | 常務取締役 | 鶴 澤 尚 夫 | | 欠 席 | | |
| 5 | | | ちばフラワーバス株式会社 | 営業課長 兼営業所長 | 今 井 明 彦 | 営業課長 兼営業所長 | 今 井 明 彦 | | |
| 6 | | | 九十九里鐵道株式会社 | 取締役社長 | 田 中 康 嗣 | 取締役社長 | 田 中 康 嗣 | | |
| 7 | | 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 八街タクシー株式会社 | 代表取締役 | 戸 川 有 | 代表取締役 | 戸 川 有 | | |
| 8 | | | 有限会社相孝 | 代表取締役 | 飯 塚 誠 次 | 代表取締役 | 飯 塚 誠 次 | | |
| 9 | | 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 | ちばフラワーバス協議会 | 会長 | 稗 田 等 | | 欠 席 | | |
| 10 | | | 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者 | 一般社団法人 千葉県バス協会 | 専務理事 | 花 崎 幸 一 | | 欠 席 | |
| 11 | | | 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者 | 一般社団法人 千葉県タクシー協会 | 専務理事 | 土 屋 信乃夫 | 専務理事 | 土 屋 信乃夫 | |
| 12 | | | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者 | 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 | 総務部 企画室長 | 三 澤 恒二郎 | 総務部企画 室副課長 | 小 泉 正 人 | 代理出席 |
| 13 | | (道路管理者) 印旛土木事務所長又はその指名する者 | 千葉県県土整備部 印旛土木事務所 | 所長 | 櫻 井 謙 治 | | 欠 席 | | |
| 14 | 法第6条第2項第3号 | (公安委員会) 佐倉警察署長又はその指名する者 | 千葉県佐倉警察署 | 交通課長 | 伊 東 誠 | 交通課長 | 伊 東 誠 | | |
| 15 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 八街市区長会 | 会長 | 越 川 芳 勝 | 会長 | 越 川 芳 勝 | 監査委員 | |
| 16 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 八街市シニアクラブ連合会 | 会長 | 花 澤 潔 | 会長 | 花 澤 潔 | | |
| 17 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 八街市身体障害者福祉会 | 会長 | 越 川 陽 子 | | 欠 席 | | |
| 18 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 八街市PTA連絡協議会 | 会長 | 高 瀬 幹 夫 | | 欠 席 | | |
| 19 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 公募市民 | | 中 村 進 | | 中 村 進 | 公募委員 | |
| 20 | | 地域公共交通の利用者又は市民の代表者 | 公募市民 | | 佐 藤 利代子 | | 佐 藤 利代子 | 公募委員 | |
| 21 | | 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 | 国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 | 首席運輸 企画専門官 | 泰 間 隆 | 運輸企画 専門官 | 柴 山 貴 洋 | 代理出席 | |
| 22 | | 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 | 千葉県総合企画部 交通計画課 | 企画調整班 班長 | 伊 藤 昌 央 | | 欠 席 | 監査委員 | |
| 23 | | 学識経験者 | 日本大学理工学部 交通システム工学科 | 教授 | 轟 朝 幸 | 教授 | 轟 朝 幸 | 副会長 | |
| 24 | | その他協議会の運営上必要と認める者 | 社会福祉法人 八街市社会福祉協議会 | 会長 | 齋 藤 勝 美 | 会長 | 齋 藤 勝 美 | | |
| 25 | | その他協議会の運営上必要と認める者 | 八街商工会議所 | 会頭 | 大 畑 喜 信 | 会頭 | 大 畑 喜 信 | | |

八街市地域公共交通協議会

| | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------|--|
| | 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部企画室 副課長 小 泉 正 人 | 千葉県佐倉警察署 交通課長 伊 東 誠 | |
| (一)千葉県タクシー協会 専務理事 土 屋 信乃夫 | | | 八街市区長会 会長 越 川 芳 勝 |
| (一)千葉県バス協会 専務理事 花 崎 幸 一 | | | 八街市シニアクラブ連合会 会長 花 澤 潔 |
| ちばフラワーバス協議会 会長 稗 田 等 | | | 八街市PTA連絡協議会 会長 高 瀬 幹 夫 |
| 有限会社相孝 代表取締役 飯 塚 誠 次 | | | 公募市民 中 村 進 |
| 八街タクシー(株) 代表取締役 戸 川 有 | | | 公募市民 佐 藤 利代子 |
| 九十九里鐵道(株) 取締役社長 田 中 康 嗣 | | | 国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局運輸企画専門官 柴 山 貴 洋 |
| ちばフラワーバス(株) 営業課長兼営業所長 今 井 明 彦 | | | 日本大学理工学部交通 システム工学科 教授 轟 朝 幸 |
| 千葉交通(株) 常務取締役 鵜 澤 尚 夫 | | | (社)八街市社会福祉協議会 会長 齋 藤 勝 美 |
| 八街市 総務部長 浅 羽 芳 明 | | | 八街商工会議所 会頭 大 畑 喜 信 |
| | 八街市 副市長 小 澤 誠 一 | | |

事務局



八街市地域公共交通総合連携計画（案）に関する パブリックコメント手続き結果公表（案）

市では、国や県、警察、道路管理者など各関係機関、また、運行事業者、利用者や市民の方々などから構成する八街市地域公共交通協議会を設置し、将来に向けた市内の公共交通のあり方に関して検討を行い、八街市地域公共交通総合連携計画（案）を取りまとめました。この計画（案）について、市民の皆さんから広くご意見を伺うため、パブリックコメント手続きを実施しました。ここにお寄せいただいた皆さんからのご意見とこれに対する市の考え方について公表します。

貴重なご意見ありがとうございました。

○手続きの概要

1. 募集対象 八街市地域公共交通総合連携計画（案）
2. 募集期間 平成26年2月20日（木）から3月5日（水）
3. 公表場所 市役所企画課…月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時まで
八街市中央公民館…休館日（2/24、3/3）以外の日
八街市立図書館…休館日（2/22～2/28、3/3）以外の日
市ホームページ

○意見の件数

1. 意見の件数 3人から8件の意見
2. 意見の採用 3件
3. 意見と市の考え方 別添による。

○結果の公表

1. 公表期間 平成26年5月1日（木）から5月14日（水）
2. 公表場所 市役所企画課、八街市中央公民館、八街市立図書館、市ホームページ

◎パブリックコメント手続きとは、市が重要な施策などを立案する際に、その案と関連資料などを広く市民の皆さんに公表し、そのことについてご意見をいただくとともに、いただいたご意見を案にいかせるかどうか検討し、その見解を公表するものです。

詳しくは、市役所総務部企画課へ。

TEL : 043-443-1114

E-mail : kikaku@city.yachimata.lg.jp

八街市地域公共交通総合連携計画（案）に対する意見と市の考え方

| 提出者 | 通番 | 計画（案）に対する意見等（要旨） | 件数 | 市の考え方 | 採用 |
|-----|----|--|----|--|----|
| 1 | 1 | （ふれあいバス） ふれあいバスの車内や車体に有料広告を掲示しては如何か。 | 1 | ふれあいバスの車内や車体に有料広告を掲示することについては、八街市地域公共交通総合連携計画（案）（以下「計画（案）」という。）における3-2計画内容のうち、（4）目標を達成するために行う事業及びその実施主体中、5）持続可能な公共交通の育成に関する事業において、運賃収入以外の収入の確保として、ふれあいバスの車体に有料広告を掲示することにつきましても考慮しております。 | ○ |
| | 2 | （ふれあいバス） 八街市内だけしか通らないのは、今ひとつ不便であり、佐倉市、富里市、山武市などと共同運行できないか。 | 1 | ふれあいバスは、地方自治体（市町村）が運営する廃止路線バス対策や公共交通空白地域の解消策としてのコミュニティバスであり、その自治体区域内の運行を前提としております。各自治体間のバス運行は、本来的に民間路線バスが担ってきましたが、自家用車の普及などから、バス利用者が減少し、廃止となる路線バスが全国的に増加しているのが状況であります。自治体間を跨ぐコミュニティバスにつきましては、各自治体の合意が必要であり、自治体ごとに考え方は異なります。また、費用負担増や財政事情などを考慮しますと、自治体間の共同運行は、現状では厳しいものと考えます。 | |
| | 3 | （ふれあいバス・路線バス） 学校の登下校にも配慮が必要である。 | 1 | ふれあいバスを利用している小学校児童は、実住小学校（下校時）、八街東小学校、川上小学校、二州小学校の児童の一部が利用していることを確認しております。また、ちばフラワーバスが運行する路線バス「八街線」及び「八街循環線」には、実住小学校児童の一部が利用しています。ふれあいバスにつきましては、1日6便しかない中で、児童の登下校の利用に100%対応することは困難な状況ではありますが、可能な限り、運行時刻設定には配慮しているところであります。 | |
| 2 | 4 | （デマンド交通） デマンド交通試験運行結果の委託料6万1千500円では、市の逼迫した財政状況の中、実施は不可能である。計画（案）の後半にあった地域住民組織が実施主体となった市民協働型運営の検討を進めてはと考える。子供達の登下校についてもこの組織で対応可能かも併せて検討するとよい。この様な組織が出来た場合、都会で発生し、時々、ニュースになる独居老人の孤独死等を未然に防止する一助になることが考えられる。 | 1 | 近年、地域住民組織等が実施主体となって運営する市民協働型の地域交通が注目されています。本市では、公共交通に関する勉強会等の定期的な開催を考えておりますので、その中で、地域の方々による地域住民組織の設立の動きがございましたら、情報提供等、地域住民組織の設立に向けた支援をしてまいりたいと考えております。 | ○ |
| | 5 | （ふれあいバス） ふれあいバスの利用状況のよくないコースを一定の基準を設置し、廃止する決断をする経営的判断も、当然、市として必要である。 | 1 | 計画（案）における3-2計画内容のうち、（4）目標を達成するために行う事業及びその実施主体中、3）公共交通再編の仕組みづくりに関する事業には、①公共交通見直しの基準となるルールづくり（（仮称）ふれあいバス等運行見直し指針の作成）について掲載されておりますが、今後、改善基準や廃止基準を含めた見直し指針を作成していく予定であります。 | ○ |

| | | | | | |
|----|----|--|---|--|---|
| 3 | 6 | (パブリックコメント手続き) わずか2週間の意見公募では、市民の意見を反映できない。多くの方々との意見交流や要望を聞くためには、せめて1カ月に設定すべきである。 | 1 | パブリックコメントの手続きにあたりまして、広報紙や市ホームページなどにより、市民周知を行っております。この計画(案)のパブリックコメント手続きの実施期間は2月20日(木)から3月5日(水)までの2週間でありました。 また、「八街市総合計画2005第2次基本計画」策定時においては、今回の計画(案)と同様に2週間の実施であり、これらと整合を図って実施したものであります。 | |
| | 7 | (デマンド交通) 多くの高齢者から「バス停に行くまでが大変」という声や乗換えの困難さを訴える方が多く、一層の高齢化を迎えるにあたって、玄関先から目的地までスムーズに移動できるデマンド交通(乗り合いタクシー)の導入が妥当である。 | 1 | デマンド交通につきましては、多くの方が自宅から目的地に行ける便利で安価な乗り合いのタクシーであると思われている方が多いように思われますが、デマンド交通は、原則、設定区域内であればドア・ツー・ドアで自宅付近から目的地付近まで乗降が可能です。しかし、設定区域外に行く場合は、駅やバス停、主要公共施設などに接続し、目的地が異なる場合は、他のバスなど公共交通に乗り継いでいただく必要があります。 特に駅を目的地とする場合は、路線バスと競合しますので、通常料金より高く設定される傾向にあります。 デマンド交通の試験運行を昨年11月に実施しましたが、利用のべ人員は49人であり、データが不足しているのは否めないところであり、仮に1回の運賃を300円と設定した場合、収支率は、2.2%となり、導入した場合、多額の市負担が予想されます。 このことから、今回の計画では、具体的に実施するとの結論には至りませんでした。 今後のふれあいバス再編の検討を行う中で、新たな公共交通システムの導入の可能性も含めて検討してまいります。 | |
| | 8 | (スクールバス) 児童利用の多い実住・二州小学校について、現在のふれあいバスをスクールバスとして配置する。 | 1 | スクールバスにつきましては、まずは、地域、学校、また教育委員会において必要性の有無を検討いただきたいと考えます。 また、ふれあいバスのスクールバスへの転用ですが、朝便・夕便をのぞきますと1コースあたり、現行6便しか設定できない中でスクールバスへの転用は困難と考えます。 | |
| 3名 | 8件 | | 8 | | 3 |

平成26年度事業計画(案)

「地域公共交通総合連携計画」のスケジュールに従い、平成26年度は以下のとおり事業を実施する。

1. 利用者アンケートの実施・フィードバック(～平成28年度)
路線バス・ふれあいバスの利用者へアンケートを実施し、再編に向けた基礎データを収集する。
2. 公共交通の再編
 - ①ふれあいバスの再編(～平成27年度)
ふれあいバスを基幹交通と端末交通に再編していくため、利用者アンケートや地域の声等を踏まえて検討していく。
 - ②路線バスの確保・維持(～平成28年度)
路線バスを確保・維持を図るため、地域住民や各種団体と連携し、広報紙・回覧等を活用し、バスの利用促進を図る。
 - ③新たな交通システムの導入検討(～平成27年度)
新たな交通システムの導入可能性について、市民ニーズやデマンド交通の試験的運行を踏まえ、また市の財政状況にも配慮しつつ検討を行う。
併せて、市民協働による地域公共交通の担い手となる地域住民組織等についての検討を行う。
3. 乗継拠点の整備
 - ①八街駅周辺の機能強化
 - ・ふれあいバスターミナルの整備・移設の検討(～平成27年度)
八街駅近接地への移設・新設することにより、他の公共交通との乗り継ぎ機能の強化について検討する。
4. 地域主体の公共交通の再編の仕組み
 - ①見直しのルールづくり
 - ・(仮称)ふれあいバス等運行見直し指針の策定(～平成26年度)
ふれあいバス等(新たな交通システムを含む)に関して、再編・見直しの基準となる仕組み・ルールとしての指針(改善基準・廃止基準)を策定する。
 - ②地域住民組織立ち上げの検討(～平成28年度)
地域での公共交通のあり方について、地域住民が主体となった勉強会の開催、またその熟度に応じて検討組織の設立についての検討を行う。
5. 公共交通利用促進に向けた啓発等
 - ①住民を対象とした施策
 - ・啓発の取り組み(地域公共交通確保維持に関する勉強会の開催を含む)
市民の公共交通利用意識を啓発するため、市民を対象とした勉強会を開催する。

- ・ 区長への説明（～平成28年度）

区長会等の場において、八街市の公共交通の現状を説明し、確保・維持に向けた協力を依頼する。

6. 公共交通確保・維持に向けた取り組み

① 収支率等の健全化に向けた取り組み

- ・ 運賃等の検討・見直し（～平成27年度）

ふれあいバスの運賃等について、公平性を維持しつつ見直しを行う。

- ・ 運賃収入以外の収入の確保（～平成28年度）

運賃収入以外の収入源として、車体広告等の導入を図る。

- ・ 経費の縮減努力（～平成28年度）

サービスの低下とならないように、経費縮減等の取り組みを進めていく。

7. その他

① JR 駅舎等の整備促進

- ・ JR 榎戸駅橋上化及び自由通路の整備（～平成28年度）

② 道路事情の改善

- ・ 八街バイパスの整備促進（未共用区間）（～平成28年度）

平成26年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出予算（案）

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 前年度 当初 予算額 | 予算額 | 節 | | 説明 |
|--------|--------|--------|------------------|-----|--------|-----|----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1. 負担金 | 1. 負担金 | 1. 負担金 | 400 | 430 | 1 市負担金 | 430 | 市負担金 430 |
| 計 | | | 400 | 430 | | 430 | |

歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 前年度 当初 予算額 | 予算額 | 節 | | 説明 |
|--------|----------|----------|------------------|-----|--------|-----|-------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1. 総務費 | 1. 総務費 | 1. 会議費 | 384 | 384 | 8 報償費 | 340 | 協議会委員報償 340 |
| | | | | | 12 役務費 | 44 | 振込依頼手数料 44 |
| | | 2. 事務局費 | | | 10 | 10 | 11 需用費 |
| 2. 事業費 | 1. 事業推進費 | 1. 調査研究費 | 0 | 30 | 8 報償費 | 30 | 勉強会講師報償 30 |
| 3. 予備費 | 1. 予備費 | 1. 予備費 | 6 | 6 | 1 予備費 | 6 | 予備費 6 |
| 計 | | | 400 | 430 | | 430 | |

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通調査事業）

平成 年 月 日

協議会名： 八街市地域公共交通協議会

| ①事業の結果概要 | ②事業実施の適切性 | ③生活交通ネットワーク計画等の 計画策定に向けた方針 |
|--|---|--|
| 【事業内容及び結果概要を記載】 | A・B・C 評価 【調査事業が適切に実施された(されている)かを記載。適切に実施されなかった(されていない)場合には、実施されなかった事項及び理由等記載】 | 【補助申請を行う補助対象事業名、事業内容、実施時期等を記載】 |
| ①八街市の地域公共交通ニーズの把握、 ②地域公共交通確保維持に関する勉強会の開催、 ③デマンド交通の試験運行等を行い、「八街市地域公共交通総合連携計画」(案)を取りまとめる。 計画のとりまとめにあたっては、八街市地域公共交通協議会を4回開催し、関係者間の合意形成を行う。 | A 地域公共交通の現状分析、区長アンケート調査、市民向け勉強会の開催、デマンド交通の試験運行を実施し、八街市における課題の把握に努めた。 また、地域公共交通確保維持に関する勉強会については、予想以上の集客があり、市民の公共交通に関する関心が伺えた。 但し、デマンド交通の試験運行については、10日間実施したが、期間が短かったこともあり、利用者数が伸び悩んだことから、少ないデータ収集となった。 協議会の運営支援により、4回開催し、「八街市地域公共交通総合連携計画」(案)を取りまとめた。パブリックコメントの手続きの実施により、市民から意見を求め、最終的に八街市地域公共交通総合連携計画を策定した。このことから、調査事業については適切に実施されている。 | ○調査事業を活用し、八街市地域公共交通総合連携計画を策定する。当計画において、勉強会の開催等を実施し、市民への啓発を行うとともに、市民が主体となった地域公共交通の検討組織の設立についても検討し、市内の公共交通の再編・見直しを行い、新たな交通システムの導入の検討を行う。 |
| | | |

※評価にあたっては、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて(ガイダンス)」(平成25年11月)を参照し、実施。

4. その他 新年度の委員の選出について（依頼）

八 企 第 号
平成 26 年 月 日

（法人・組織 代表者） 様

八街市長 北村 新司

八街市地域公共交通協議会委員の指名（推薦）について（依頼）

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃、市行政運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成24年度から、将来に向けた公共交通の課題等に対応すべく、市、公共交通事業者、関係各機関、利用者・市民の代表者などの参画により、地域公共交通に関する総合的な連携計画等について協議、策定等を行うため、「八街市地域公共交通協議会」を設置し、市内公共交通の現状・課題等を把握し、市内公共交通の方向性等について、貴職又は貴下職員にも参画いただき検討し、平成26年3月には八街市地域公共交通総合連携計画の策定を行ったところであります。

新年度を迎え、人事異動等もあり、協議会委員の変更もあるものと思われまので、変更がございましたら、新たな協議会委員を選出いただきますようお願い申し上げます。

また、変更がある場合には、別紙「推薦（指名）書」に必要事項を記入の上、平成26年4月18日（金）までに八街市総務部企画課まで提出していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 名 称 八街市地域公共交通協議会
2. 任 期 2年（再任を妨げない。欠員の場合、前任者の残任期間・平成26年9月18日まで）
3. 代理出席 やむを得ない事情があるときは、代理人を出席させることができます。（代理人の事前届出も可能です。）
4. 開催時期 第1回目の協議会は平成26年5月下旬から6月中旬の開催を予定しております。
5. 開催回数 平成26年度は4回程度開催予定。また、別途書面による会議を行う場合があります。
6. 報 償 費 委員報償は1回あたり5,000円（この額から所得税を源泉徴収した額を支給します。）です。この報償費を口座振替によりお支払いします。また、交通費の別途支給はございません。昨年度、報償費を辞退された団体の委員におかれましては、予算計上をしておりません。
7. 事 務 局 八街市総務部企画課：担当（企画統計班）
8. そ の 他 別添「八街市地域公共交通協議会規約」（案）を参照してください。

*お問い合わせ・提出先

| |
|---------------------------------|
| 担 当 |
| 〒289-1192 |
| 千葉県八街市八街ほ35-29 |
| 八街市総務部企画課企画統計班 |
| 渡邊洋一・渡邊隆廣 |
| 電 話 043-443-1114 |
| FAX 043-444-0815 |
| メール kikaku@city.yachimata.lg.jp |

推 薦 (指 名) 書

平成 年 月 日

八街市長 北 村 新 司 様

所 属 _____

職 _____

氏 名 _____ ㊞

私は、八街市地域公共交通協議会委員に下記の者を推薦（指名）します。

記

○委 員（規約第4条、別表）

| | | | | | |
|-----|--|---|--|------|-------|
| 所 属 | | 職 | | 氏 名 | |
| 住 所 | | | | 生年月日 | 年 月 日 |

○代理人の届出（規約第9条第3項）

| | | | | | |
|-----|--|---|--|------|-------|
| 所 属 | | 職 | | 氏 名 | |
| 住 所 | | | | 生年月日 | 年 月 日 |

注) 本推薦（指名）書の記載内容につきましては、報償費の伝票処理等に必要となる事項でございますので、ご記入いただきますようお願いいたします。

また、追って報償費をお支払い（送金）する場合、銀行口座につきましてもご報告いただく予定です。